

読谷村農業施策等に関する意見書

平成 30 年 2 月 26 日

読谷村農業委員会

本村では、人と農地の問題を解決する「読谷村人・農地プラン」を平成 25 年に策定し、本村における農業の中心経営体の育成、確保に努められているものの、農業従事者の高齢化、担い手不足が懸念されています。

平成 28 年 4 月の農業委員会等に関する法律の改正により「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入による農地等の利用の効率化が必須業務となりました。

読谷村農業委員会においては、農地等の利用の最適化を推進するため、新たに「農地利用最適化推進委員」を設置し、農業委員と連携して取り組んでいるところであります。

つきましては、平成 31 年度事業実施にあたり、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定により、読谷村の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出します。

平成 31 年 2 月 26 日

読谷村長 石 嶺 傳 實 殿

読谷村農業委員会
会長 山 内 昌 茂

(基盤整備の推進)

①担い手への農地の集積・集約化を図るため、未整備の農用地区域については基盤整備を推進すること。

(農業用水の安定供給)

②農業生産の向上のため、継続して農業用水の安定供給確保の支援策を講ずること。
特に台風等による停電時においても、農業用水の安定供給ができるシステムを構築すること。

(新規参入の促進)

③農業への新規参入の促進を図るため、先進農業支援センター等において新規就農者に対し、関係機関と連携し研修事業を実施すること。
④人・農地プランについては、土地改良実施地区ごとに策定し、プランが真に地域農業の「未来設計図」となるよう見直しを図ること。

(担い手育成総合支援協議会の強化)

⑤農業経営に関する経営相談体制の活動強化のため、読谷村担い手育成総合支援協議会に対し、予算措置拡充を図ること。

(その他)

⑥農業関連の補助事業等については、農家へ周知を図り、積極的活用を促進すること。